

- 4 送迎中に不慮の事故が発生した場合、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員はその責任を追及されない。また加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員はそれ以上の責任を負わない。
- 5 送迎において他人の車両に会員等が同乗した際に不慮の事故があった場合、運転者（及びその家族）ならびに有資格指導者、コーチングスタッフ、役員はその責任を追及されない。また加入するスポーツ安全保険の適用内での対応をするが、有資格指導者、コーチングスタッフ、役員は、それ以上の責任を負わない。

第7章 規約の変更及び解散

（規約の変更）

第24条 本クラブの規約を変更しようとするときは、総会において承認を得なければならない。

（解散）

第25条 本クラブの解散は、総会において承認を得なければならない。

第8章 個人情報の保護

第26条 個人情報について、紛失、漏洩等が発生しないよう管理する。

第27条 個人情報は、本人の同意がない限り第三者には提供しない。

第28条 個人情報は、本クラブにて厳重に管理し、本クラブ運営の目的以外では使用しない。

第9章 細則

（細則）

第29条 本規約に定めのない事項及び運営上の必要事項は、役員の手示により細則等を定めることができる。

附則1 本規約は、令和6年11月17日より施行する。

附則2 本規約は、令和8年4月1日より施行する。（会費の改訂）